



厚生労働省静岡労働局発表

令和3年1月8日(金)

報道関係者 各位

担当

厚生労働省静岡労働局職業安定部
職業対策課長 渡邊 祐二
高齢者対策担当官 黒瀬 みゆき
(代表電話)054-271-9970
(直通電話)054-271-9976

静岡県の令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

- ① 65歳までの雇用確保措置のある企業は99.8% (対前年変動なし)
- ② 65歳定年企業は16.3% (対前年1.3ポイント増)

II 66歳以上働ける企業の状況

- ① 66歳以上働ける制度のある企業は36.2% (対前年2.8ポイント増)
- ② 70歳以上働ける制度のある企業は33.8% (対前年2.5ポイント増)
- ③ 定年制廃止企業は2.9% (対前年0.2ポイント増)

静岡労働局では、このほど、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和2年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)を取りまとめましたので、公表します。

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業4,969社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、労働局及びハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

なお、集計結果の主なポイントは次ページ以降をご参照ください。



【集計結果の主なポイント】 ※ [] は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況

65歳までの雇用確保措置のある企業は計4,960社、99.8% [変動なし]
(11ページ表1) 【全国99.9%】

② 65歳定年企業の状況

65歳定年企業は808社 [65社増加]、16.3% [1.3ポイント増加]
(14ページ表5-1) 【全国18.4%】

- ・ 中小企業では765社 [61社増加]、16.8% [15.5ポイント増加]
- ・ 大企業では43社 [4社増加]、10.5% [0.9ポイント増加]

II 66歳以上働ける企業の状況

① 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業は1,797社 [147社増加]、36.2% [2.8ポイント増加]
(15ページ表6) 【全国33.4%】

- ・ 中小企業では1,678社 [138社増加]、36.8% [2.9ポイント増加]
- ・ 大企業では119社 [9社増加]、29.1% [2.1ポイント増加]

② 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は1,682社 [134社増加]、33.8% [2.5ポイント増加]
(15ページ表7) 【全国31.5%】

- ・ 中小企業では1,575社 [131社増加]、34.5% [2.7ポイント増加]
- ・ 大企業では107社 [3社増加]、26.2% [0.6ポイント増加]

③ 定年制廃止企業の状況

定年制の廃止企業は142社 [9社増加]、2.9% [0.2ポイント増加]
(12ページ表3-1) 【全国2.7%】

- ・ 中小企業では142社 [9社増加]、3.1% [0.2ポイント増加]
- ・ 大企業では0社 [変動なし]、0.0% [変動なし]

☆ 「I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況」は全国計を下回っているが、
「II 66歳以上働ける企業の状況」は全て全国計を上回っている

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

<集計対象>

- 静岡県内に本社機能を有する民間企業のうち、常時雇用する労働者が31人以上の企業4,969社
(報告書用紙送付企業数5,425社)

中小企業 (31～300人規模): 4,560社 (うち31～50人規模: 1,852社、51～300人規模: 2,708社)
大企業 (301人以上規模): 409社

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。（注））の実施済企業は4,960社、99.8%[変動なし]、51人以上規模の企業で3,116社、99.9%[変動なし]となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は9社、0.2%[変動なし]、51人以上規模企業で1社、0.1%[変動なし]となっている。（11ページ表1）

(注) 雇用確保措置

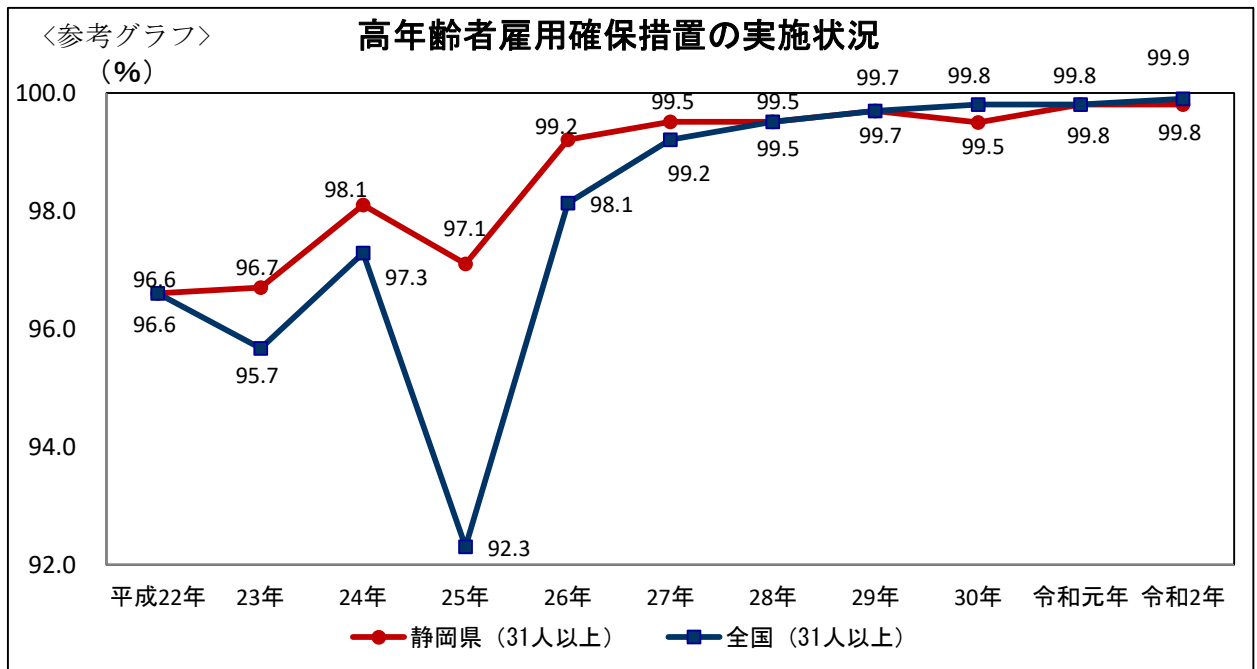
高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

- ① 定年制の廃止
- ② 定年の引上げ
- ③ 継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等※）の導入

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ（経過措置）。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では409社100.0%[変動なし]、中小企業では4,551社、99.8%[変動なし]となっている。（11ページ表1）



(注) 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

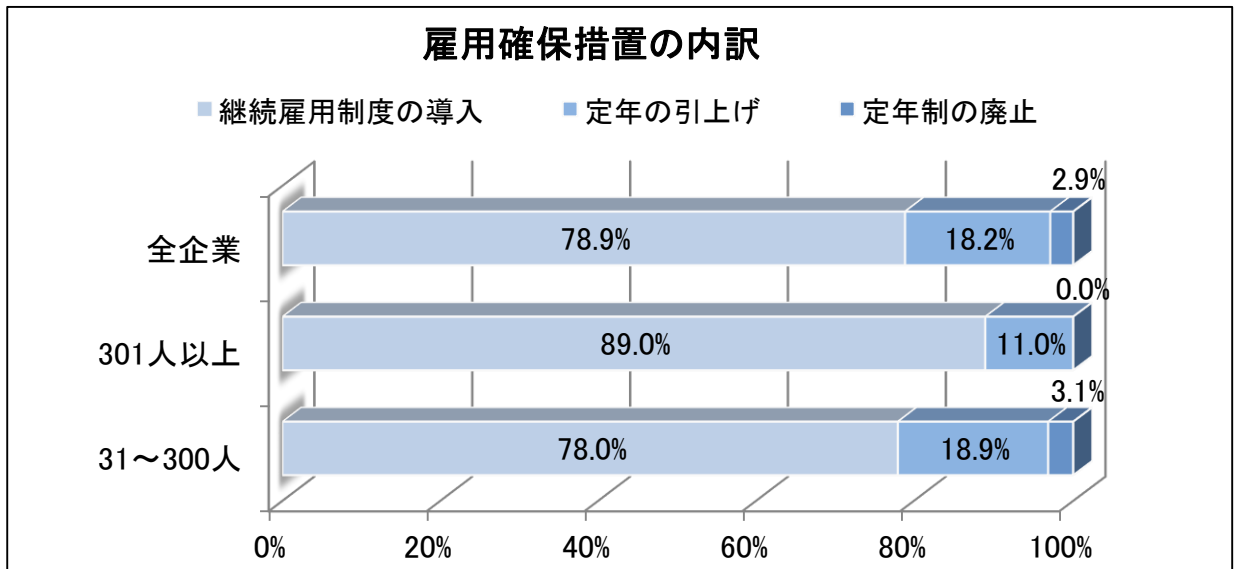
(参考) 51人以上規模企業

	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
静岡	98.0	97.7	98.7	97.4	99.4	99.6	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9
全国	97.6	96.6	98.0	92.8	98.5	99.4	99.7	99.8	99.9	99.9	99.9

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

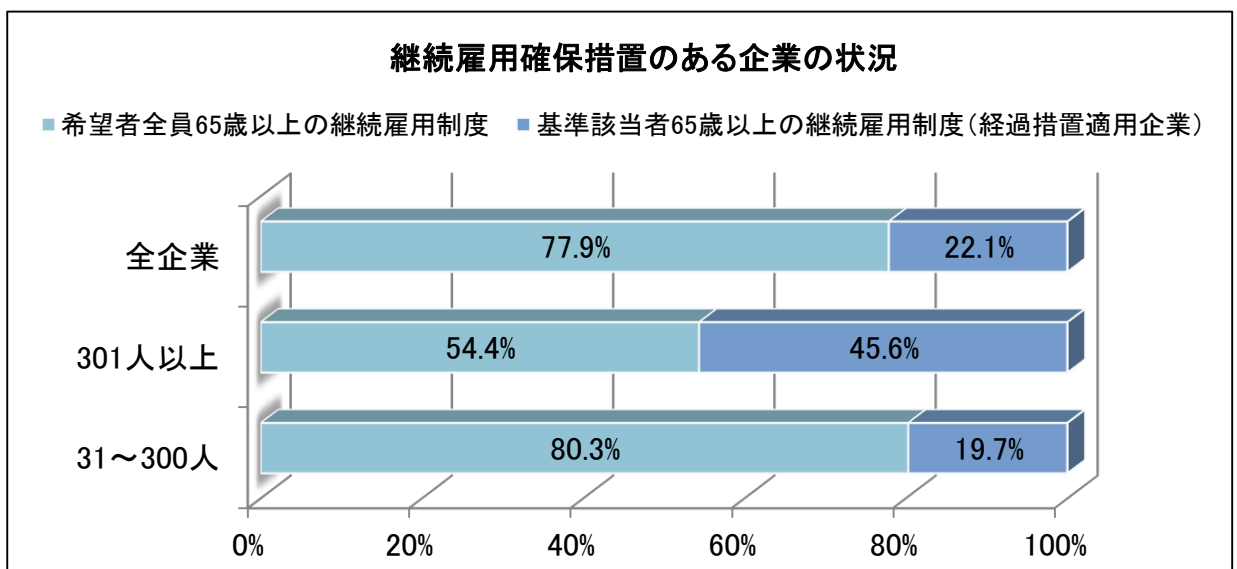
- ①「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は142社、3.1% [0.2ポイント増加]
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は905社、18.2% [1.3ポイント増加]
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は3,913社、78.9% [1.5ポイント減少]となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(12ページ表3-1)



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(3,913社)のうち、

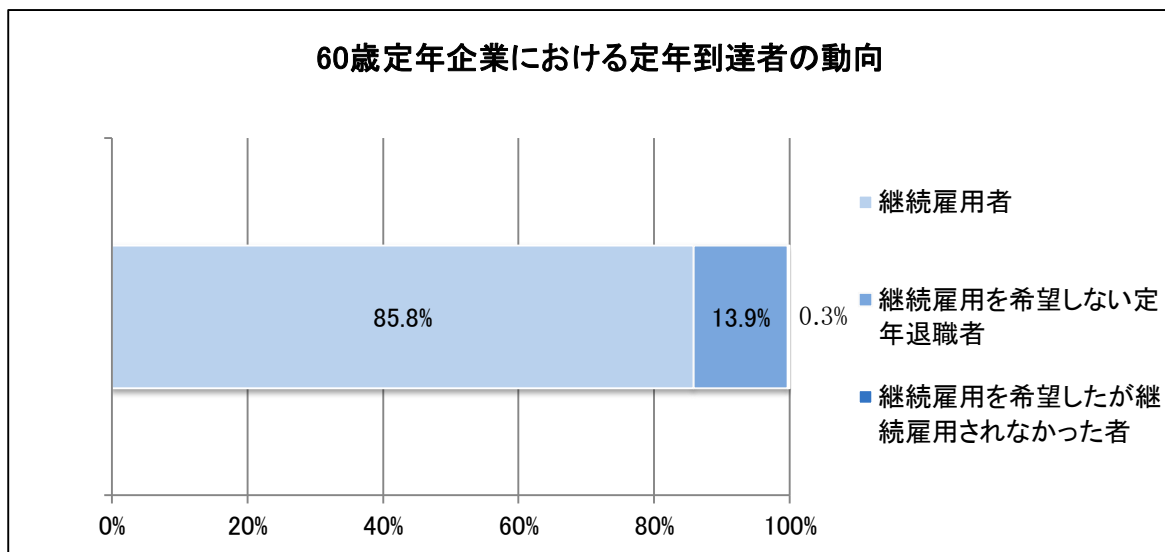
- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は3,049社、77.9% [1.3ポイント増加]
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は864社、22.1% [1.3ポイント減少]となっている。(12ページ表3-2)



2 60歳定年到達者の動向

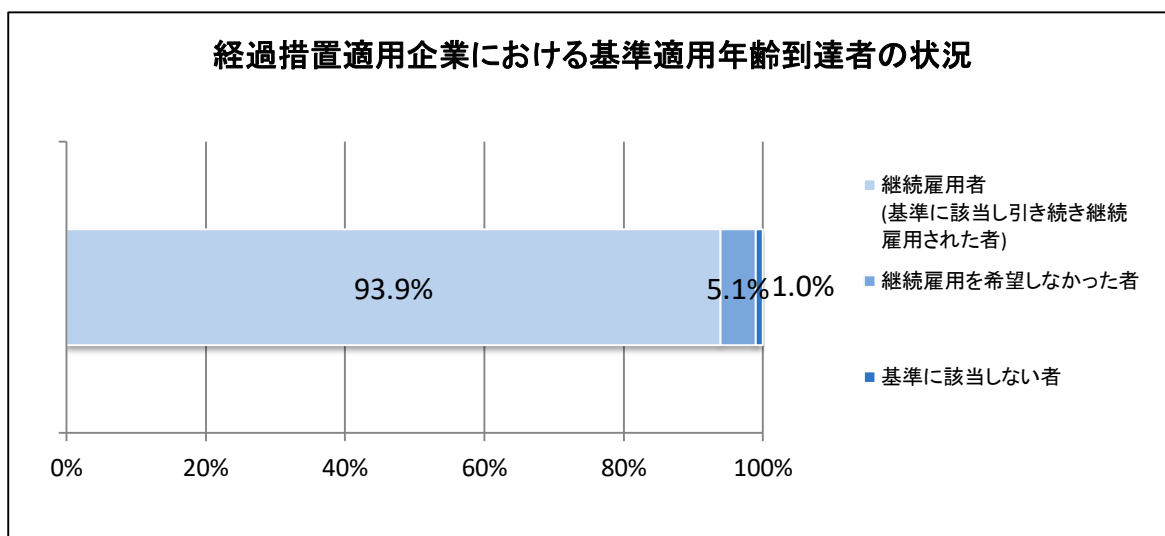
(1) 60歳定年企業における定年到達者の動向

過去1年間(令和元年6月1日から令和2年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(9,046人)のうち、継続雇用された者は7,763人(85.8%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は295人)、継続雇用を希望しない定年退職者は1,260人(13.9%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は23人(0.3%)となっている。(13ページ表4-1)



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

令和元年6月1日から令和2年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成31年4月1日以降は63歳)に到達した者(1,646人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は1,545人(93.9%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は84人(5.1%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は17人(1.0%)となっている。(13ページ表4-2)



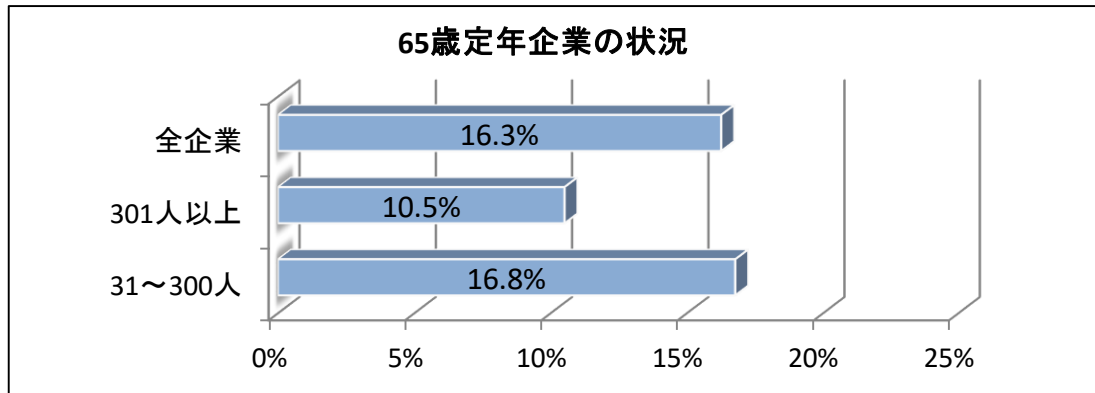
3 65歳定年企業の状況

定年を65歳とする企業は808社[65社増加]、報告した全ての企業に占める割合は16.3%[1.3ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では765社[61社増加]、16.8%[1.3ポイント増加]、
- ② 大企業では43社[4社増加]、10.5%[0.9ポイント増加]となっている。

(14ページ表5-1)



4 66歳以上働ける制度のある企業の状況

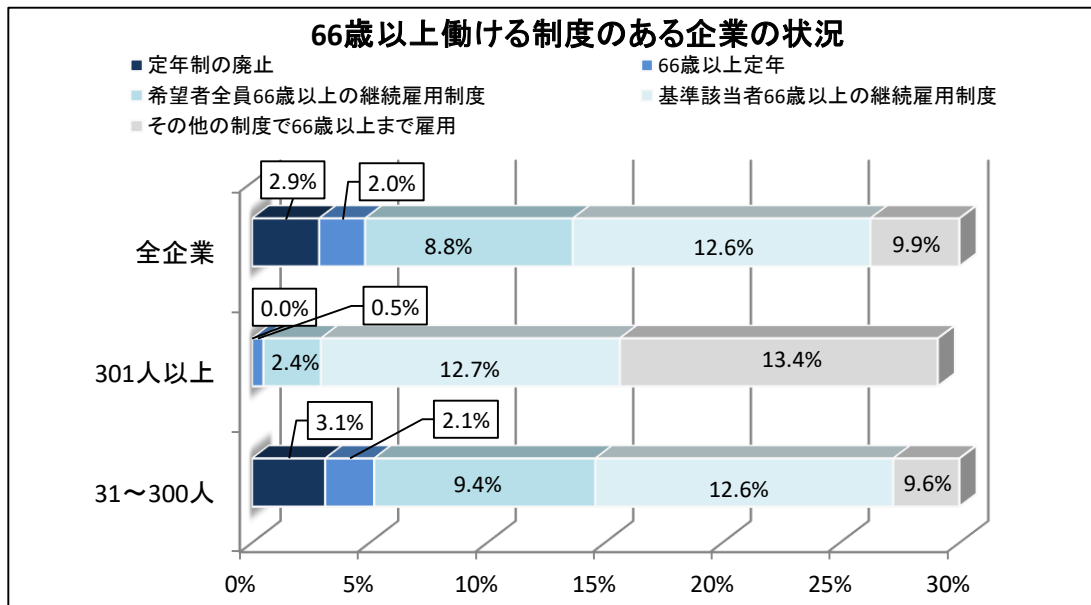
(1) 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業は、1,797社[147社増加]、報告した全ての企業に占める割合は36.2%[2.8ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では1,678社[138社増加]、36.8%[2.9ポイント増加]
- ② 大企業では119社[9社増加]、29.1%[2.1ポイント増加]

となっている。(15ページ表6)



※各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2)70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は、1,682社[134社増加]、報告した全ての企業に占める割合は33.8%[2.5ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では1,575社[131社増加]、34.5%[2.7ポイント増加]
 - ② 大企業では107社[3社増加]、26.2%[0.6ポイント増加]
- となっている。(15ページ表7)

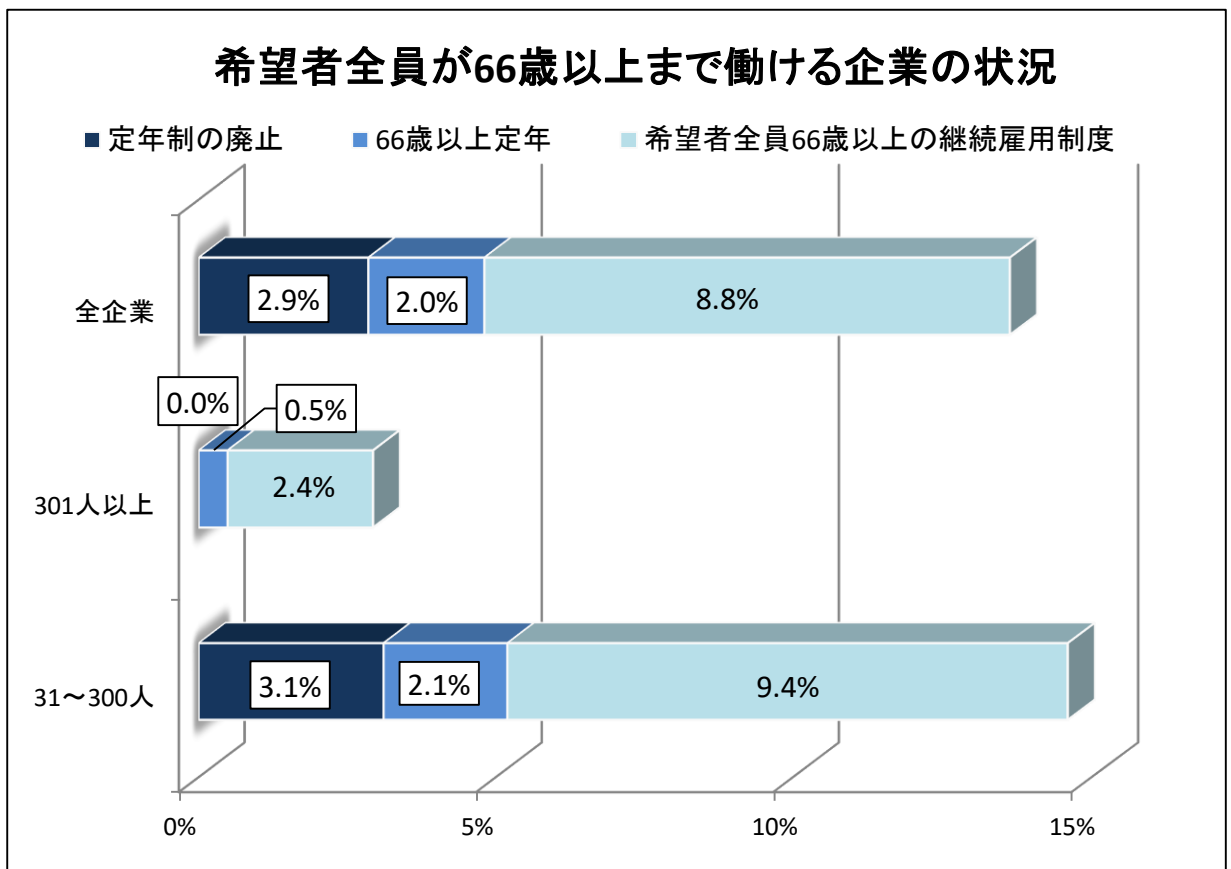
5 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

(1)希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける企業は678社[52社増加]、報告した全ての企業に占める割合は13.6%[0.9ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では666社[59社増加]、14.6%[1.2ポイント増加]
 - ② 大企業では12社[7社減少]、2.9%[1.8ポイント減少]
- となっている。(15ページ表6)



※各項目を四捨五入しているため、全数と一致しない場合がある。

(2) 定年制の廃止および66歳以上定年企業の状況

- ① 定年制を廃止している企業は、142社[9社増加]、報告した全ての企業に占める割合は2.9%[0.2ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では142社[9社増加]、3.1%[0.2ポイント増加]

イ 大企業では0社[変動なし]、0.0%[変動なし]

となっている。(14ページ表5-1)

- ② 定年を66～69歳とする企業は、38社[2社増加]、報告した全ての企業に占める割合は0.8%[0.1ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では38社[2社増加]、0.8% [変動なし]

イ 大企業では0社[変動なし]、0.0% [変動なし]

となっている。(14ページ表5-1)

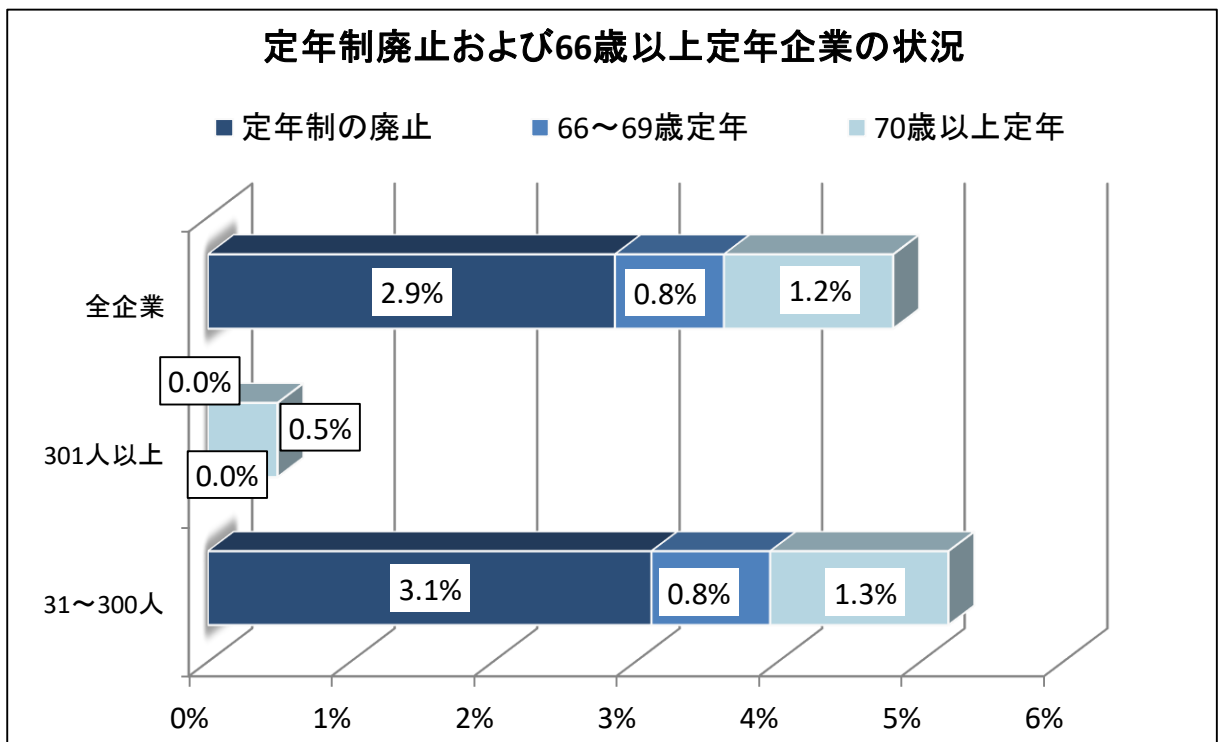
- ③ 定年を70歳以上とする企業は、59社[3社増加]、報告した全ての企業に占める割合は1.2%[0.1ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業で57社[3社増加]、1.3%[0.1ポイント増加]

イ 大企業では2社[変動なし]、0.5%[変動なし]

となっている。(14ページ表5-1)



※各項目を四捨五入しているため、全数と一致しない場合がある。

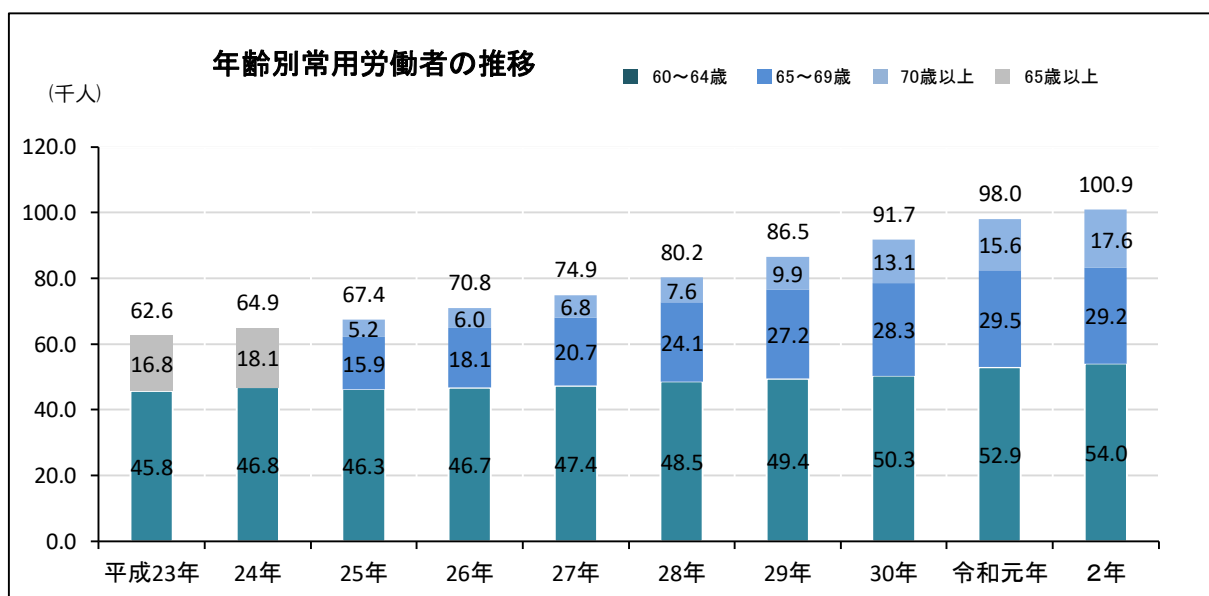
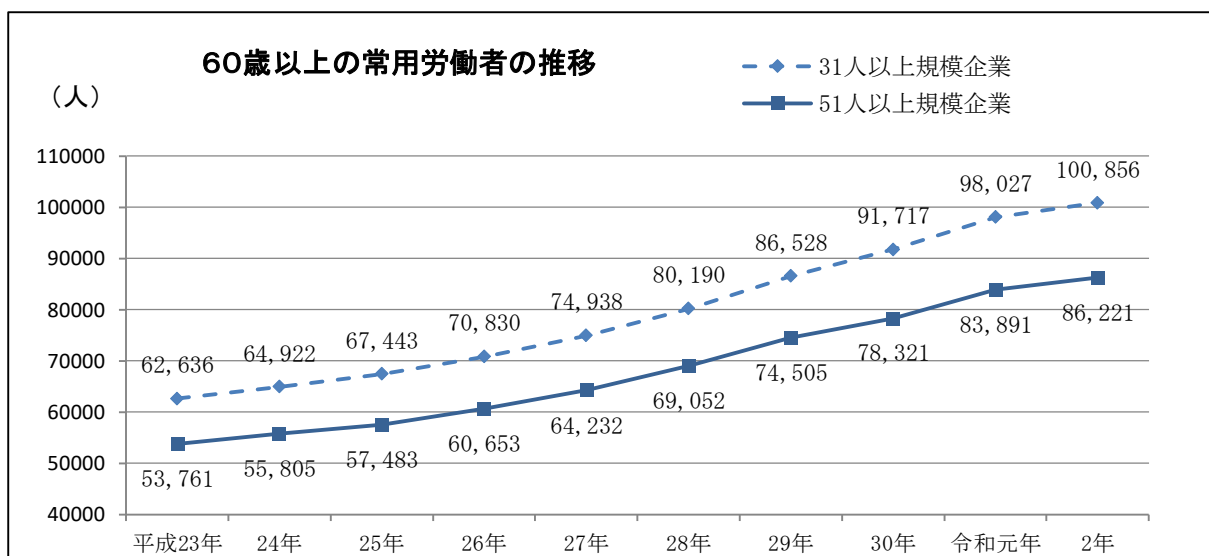
6 高齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数(728,526人)のうち、60歳以上の常用労働者数は100,856人で13.8%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が54,033人、65歳以上が46,823人となっている。(17ページ表9)

(2) 雇用確保措置の義務化後の高齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は86,221人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、57,553人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は100,856人であり、平成21年と比較すると、45,167人増加している。(17ページ表9)



※31人以上規模企業の状況

※平成23、24年は65歳以上に70歳以上も含まれる

7 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が9社あることから、これらの企業に対しては、労働局、ハローワークを通じて、計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

令和3年4月1日より施行される70歳までの就業機会の確保を事業主の努力義務とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」について事業主への周知・啓発を図り、年齢に関わりなく働き続けることが可能な企業の普及に取り組む。

参考 70歳までの高齢者就業確保措置の努力義務化 (令和3年4月1日施行)

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

※この改正は、定年の70歳への引上げを義務付けるものではありません。

○ これまでの高齢者雇用安定法 ～65歳までの雇用確保(義務)～

◎ 60歳未満の定年禁止

定年を定める場合は60歳以上としなければならない

◎ 65歳までの雇用確保措置

定年を65歳未満に定めていた場合は、以下のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければならない

<継続雇用制度での契約のイメージ>

① 65歳まで定年年齢を引き上げ

② 定年制を廃止

③ 65歳までの継続雇用制度(※)を導入

※特殊関係事業主での継続雇用も可能

この場合、自社と特殊関係事業主との間で、継続雇用を約する契約を締結



④ 特殊関係事業主とは? 自社の①子法人等、②親法人等、③親法人等の子法人等、④関連法人等、⑤親法人等の関連法人等

○ 改正後的高齢者雇用安定法 ～70歳までの就業確保(努力義務)～

◎ 65歳までの雇用確保に加え、以下のいずれかの措置(高齢者就業確保措置)を講ずる努力義務を新設

(以下の高齢者就業確保措置(①②を除く)は、対象者を限定する基準を設けることが可能)

<④、⑤創業等支援措置での契約のイメージ>

① 70歳までの定年引上げ

② 定年制の廃止

③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入

※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業

b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

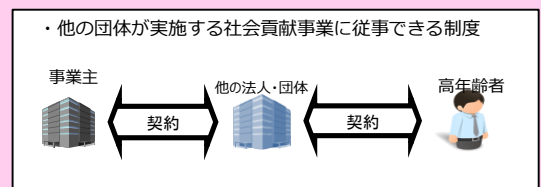
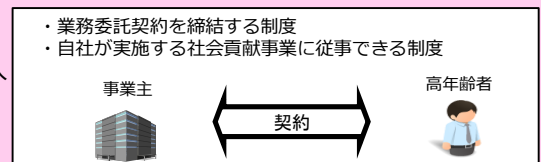


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

		①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31~300人		4,551	(4,528)	9	(9)	4,560	(4,537)
		99.8%	(99.8%)	0.2%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
31~50人		1,844	(1,833)	8	(8)	1,852	(1,841)
		99.6%	(99.6%)	0.4%	(0.4%)	100.0%	(100.0%)
51~300人		2,707	(2,695)	1	(1)	2,708	(2,696)
		※99.9%	(100.0%)	※0.1%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
301人以上		409	(407)	0	(0)	409	(407)
		99.9%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計		4,960	(4,935)	9	(9)	4,969	(4,944)
		99.8%	(99.8%)	0.2%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計		3,116	(3,102)	1	(1)	3,117	(3,103)
		※99.9%	※(99.9%)	※0.1%	※(0.1%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、小数点第2位以下を四捨五入することで、100%となる場合には、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合					
規模別	31~50人	99.6%	(99.6%)	0.4%	(0.4%)				
	51~100人	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)				
	101~300人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	合計	99.8%	(99.8%)	0.2%	(0.2%)				
産業別		31人以上	51人以上	31人以上	51人以上				
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	99.6%	(99.6%)	100.0%	(100.0%)	0.4%	(0.4%)	0.0%	(0.0%)
	製造業	99.9%	(99.8%)	100.0%	(100.0%)	0.1%	(0.2%)	0.0%	(0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	99.4%	(99.8%)	99.7%	(100.0%)	0.6%	(0.2%)	0.3%	(0.0%)
	卸売業、小売業	99.8%	(99.5%)	100.0%	(99.7%)	0.2%	(0.5%)	0.0%	(0.3%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	99.7%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.3%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	その他	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	合計	99.8%	(99.8%)	100.0%	(100.0%)	0.2%	(0.2%)	0.0%	(0.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
31~300人	142 (133)	860 (794)	3,549 (3,601)	4,551 (4,528)
	3.1% (2.9%)	18.9% (17.5%)	78.0% (79.5%)	100.0% (100.0%)
31~50人	85 (67)	402 (374)	1,357 (1,392)	1,844 (1,833)
	4.6% (3.7%)	21.8% (20.4%)	73.6% (75.9%)	100.0% (100.0%)
51~300人	57 (66)	458 (420)	2,192 (2,209)	2,707 (2,695)
	2.1% (2.4%)	16.9% (15.6%)	81.0% (82.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (00)	45 (41)	364 (366)	409 (407)
	0.0% (0.0%)	11.0% (10.1%)	89.0% (89.9%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	142 (133)	905 (835)	3,913 (3,967)	4,960 (4,935)
	2.9% (2.7%)	18.2% (16.9%)	78.9% (80.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	57 (66)	503 (461)	2,556 (2,575)	3,116 (3,102)
	1.8% (2.1%)	16.1% (14.9%)	82.0% (83.0%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 「合計」は表1の「①実施済み」に対応してる。

※ 「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員65歳以上の継続雇用制度	②基準該当者65歳以上の継続雇用制度(経過措置適用企業)	合計(①+②)
31~300人	2,851 (2,844)	698 (757)	3,549 (3,601)
	80.3% (79.0%)	19.7% (21.0%)	100.0% (100.0%)
31~50人	1,178 (1,189)	179 (203)	1,357 (1,392)
	86.8% (85.4%)	13.2% (14.6%)	100.0% (100.0%)
51~300人	1,673 (1,655)	519 (554)	2,192 (2,209)
	76.3% (74.9%)	23.7% (25.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	198 (196)	166 (170)	364 (366)
	54.4% (53.6%)	45.6% (46.4%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	3,049 (3,040)	864 (927)	3,913 (3,967)
	77.9% (76.6%)	22.1% (23.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	1,871 (1,851)	685 (724)	2,556 (2,575)
	73.2% (71.9%)	26.8% (28.1%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	①自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							合計(①~⑦)
		②自社、親会社・子会社	③自社、関連会社等	④自社、親会社・子会社、関連会社等	⑤親会社・子会社	⑥親会社・子会社、関連会社等	⑦関連会社等	小計(②~⑦)	
31~300人	3,414 (3,459)	86 (83)	18 (17)	15 (24)	12 (14)	0 (0)	4 (4)	135 (142)	3,549 (3,601)
	96.2% (96.1%)	2.4% (2.3%)	0.5% (0.5%)	0.4% (0.7%)	0.3% (0.4%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.1%)	3.8% (3.9%)	100.0% (100.0%)
31~50人	1,319 (1,350)	20 (23)	7 (5)	4 (7)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	38 (42)	1,357 (1,392)
	97.2% (97.0%)	1.5% (1.7%)	0.5% (0.4%)	0.3% (0.5%)	0.4% (0.4%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.1%)	2.8% (3.0%)	100.0% (100.0%)
51~300人	2,095 (2,109)	66 (60)	11 (12)	11 (17)	6 (8)	0 (0)	3 (3)	97 (100)	2,192 (2,209)
	95.6% (95.5%)	3.0% (2.7%)	0.5% (0.5%)	0.5% (0.8%)	0.3% (0.4%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.1%)	4.4% (4.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	304 (301)	45 (46)	1 (1)	11 (13)	2 (4)	0 (0)	1 (1)	80 (65)	364 (366)
	83.5% (82.2%)	12.4% (12.6%)	0.3% (0.3%)	3.0% (3.6%)	0.5% (1.1%)	0.0% (0.0%)	0.3% (0.3%)	16.5% (17.8%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	3,718 (3,760)	131 (129)	19 (18)	26 (37)	14 (18)	0 (0)	5 (5)	195 (207)	3,913 (3,967)
	95.0% (94.8%)	3.3% (3.3%)	0.5% (0.5%)	0.7% (0.9%)	0.4% (0.5%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.1%)	5.0% (5.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	2,399 (2,410)	111 (106)	12 (13)	22 (30)	8 (12)	0 (0)	4 (4)	157 (165)	2,556 (2,575)
	93.9% (93.6%)	4.3% (4.1%)	0.5% (0.5%)	0.9% (1.2%)	0.3% (0.5%)	0.0% (0.0%)	0.2% (0.2%)	6.1% (6.4%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)	定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	継続雇用の終了による離職者数 (人)
			継続雇用者数	継続雇用者数 割合	継続雇用者数	継続雇用者数 割合			
60歳定年企業で定年到達者がいる企業等	2,334	9,046	7,763 (86.3%)	295 (3.5%)	1,260 (13.9%)	23 (0.3%)	1,722		
うち女性	1,104	2,802	2,463 (88.2%)	35 (1.5%)	330 (11.8%)	9 (0.3%)	347		

※ 過去1年間(令和元年6月1日から令和2年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

表4-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (人)	継続雇用者数		継続雇用終了者数	
			継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇用された者)	継続雇用者数 割合	継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)
経過措置適用企業で基準適用年齢到達者(63歳)がいる企業	353	1,646	1,545 (93.9%)	84 (6.5%)	17 (1.0%)	(1.0%)
うち女性	162	367	349 (95.1%)	12 (4.1%)	6 (1.6%)	(0.0%)

※ 令和元年6月1日から令和2年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳、62歳、63歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

表5-1 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

							合計 (①+②)	報告した全ての企業
	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての企業		
		65歳	66~69歳	70歳以上				
31~300人	142 (133)	765 (704)	38 (36)	57 (54)	1,002 (927)	4,560 (4,537)		
	3.1% (2.9%)	16.8% (15.5%)	0.8% (0.8%)	1.3% (1.2%)	22.0% (20.4%)	100.0% (100.0%)		
31~50人	85 (67)	353 (321)	19 (19)	30 (34)	487 (441)	1,852 (1,841)		
	4.6% (3.6%)	19.1% (17.4%)	1.0% (1.0%)	1.6% (1.8%)	26.3% (24.0%)	100.0% (100.0%)		
51~300人	57 (66)	412 (383)	19 (17)	27 (20)	515 (486)	2,708 (2,696)		
	2.1% (2.4%)	15.2% (14.2%)	0.7% (0.6%)	1.0% (0.7%)	19.0% (18.0%)	100.0% (100.0%)		
301人以上	0 (0)	43 (39)	0 (0)	2 (2)	45 (41)	409 (407)		
	0.0% (0.0%)	10.5% (9.6%)	0.0% (0.0%)	0.5% (0.5%)	11.0% (10.1%)	100.0% (100.0%)		
31人以上 総計	142 (133)	808 (743)	38 (36)	59 (56)	1,047 (968)	4,969 (4,944)		
	2.9% (2.7%)	16.3% (15.0%)	0.8% (0.7%)	1.2% (1.1%)	21.1% (19.6%)	100.0% (100.0%)		
51人以上 総計	57 (66)	455 (422)	19 (17)	29 (22)	560 (527)	3,117 (3,103)		
	1.8% (2.1%)	14.6% (13.6%)	0.6% (0.5%)	0.9% (0.7%)	18.0% (17.0%)	100.0% (100.0%)		

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※②「65歳以上定年」は表3-1の「②定年の引き上げ」に対応している。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表5-2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

				合計 (①+②+③)	報告した全ての企業		
	① 定年制の廃止	② 65歳以上定年	③ 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度			合計 (①+②+③)	報告した全ての企業
31~300人	142 (133)	860 (794)	2,851 (2,844)	3,853 (3,771)	4,560 (4,537)		
	3.1% (2.9%)	18.9% (17.5%)	62.5% (62.7%)	84.5% (83.1%)	100.0% (100.0%)		
31~50人	85 (67)	402 (374)	1,178 (1,189)	1,665 (1,630)	1,852 (1,841)		
	4.6% (3.6%)	21.7% (20.3%)	63.6% (64.6%)	89.9% (88.5%)	100.0% (100.0%)		
51~300人	57 (66)	458 (420)	1,673 (1,655)	2,188 (2,414)	2,708 (2,696)		
	2.1% (2.4%)	16.9% (15.6%)	61.8% (61.4%)	80.8% (79.4%)	100.0% (100.0%)		
301人以上	0 (00)	45 (41)	198 (196)	243 (237)	409 (407)		
	0.0% (0.0%)	11.0% (10.1%)	48.4% (48.2%)	59.4% (58.2%)	100.0% (100.0%)		
31人以上 総計	142 (133)	905 (835)	3,049 (3,040)	4,096 (4,008)	4,969 (4,944)		
	2.9% (2.7%)	18.2% (16.9%)	61.4% (61.5%)	82.4% (81.1%)	100.0% (100.0%)		
51人以上 総計	57 (66)	503 (461)	1,871 (1,851)	2,431 (2,378)	3,117 (3,103)		
	1.8% (2.1%)	16.1% (14.9%)	60.0% (59.7%)	78.0% (76.6%)	100.0% (100.0%)		

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

※「報告した全ての企業」は表2の「合計」に対応している。

表6 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上	④ 基準該当者 66歳以上	⑤ その他の制度で66歳 以上まで雇用	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
31～300人	142 (133)	95 (90)	429 (384)	576 (567)	436 (366)	666 (607)	1,242 (1,174)	1,678 (1,540)	4,560 (4,537)
	3.1% (2.9%)	2.1% (2.0%)	9.4% (8.5%)	12.6% (12.5%)	9.6% (8.1%)	14.6% (13.4%)	27.2% (25.9%)	36.8% (33.9%)	100.0% (100.0%)
31～50人	85 (67)	49 (53)	209 (177)	197 (192)	160 (146)	343 (297)	540 (489)	700 (635)	1,852 (1,841)
	4.6% (3.6%)	2.6% (2.9%)	11.3% (9.6%)	10.6% (10.4%)	8.6% (7.9%)	18.5% (16.1%)	29.2% (26.6%)	37.8% (34.5%)	100.0% (100.0%)
51～300人	57 (66)	46 (37)	220 (207)	379 (375)	276 (220)	323 (310)	702 (685)	978 (905)	2,708 (2,696)
	2.1% (2.4%)	1.7% (1.4%)	8.1% (7.7%)	14.0% (13.9%)	10.2% (8.2%)	11.9% (11.5%)	25.9% (25.4%)	36.1% (33.6%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (00)	2 (2)	10 (17)	52 (46)	55 (45)	12 (19)	64 (65)	119 (110)	409 (407)
	0.0% (0.0%)	0.5% (0.5%)	2.4% (4.2%)	12.7% (11.3%)	13.4% (11.1%)	2.9% (4.7%)	15.6% (16.0%)	29.1% (27.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	142 (133)	97 (92)	439 (401)	628 (613)	491 (411)	678 (626)	1,306 (1,239)	1,797 (1,650)	4,969 (4,944)
	2.9% (2.7%)	2.0% (1.9%)	8.8% (8.1%)	12.6% (12.4%)	9.9% (8.3%)	13.6% (12.7%)	26.3% (25.1%)	36.2% (33.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	57 (66)	48 (39)	230 (224)	431 (421)	331 (265)	335 (329)	766 (750)	1,097 (1,015)	3,117 (3,103)
	1.8% (2.1%)	1.5% (1.3%)	7.4% (7.2%)	13.8% (13.6%)	10.6% (8.5%)	10.7% (10.6%)	24.6% (24.2%)	35.2% (32.7%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員70歳 以上	④ 基準該当者70歳 以上	⑤ その他の制度で70歳 以上まで雇用	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
31～300人	142 (133)	57 (54)	390 (349)	551 (547)	435 (361)	589 (536)	1,140 (1,083)	1,575 (1,444)	4,560 (4,537)
	3.1% (2.9%)	1.3% (1.2%)	8.6% (7.7%)	12.1% (12.1%)	9.5% (8.0%)	12.9% (11.8%)	25.0% (23.9%)	34.5% (31.8%)	100.0% (100.0%)
31～50人	85 (67)	30 (34)	192 (165)	192 (189)	160 (145)	307 (266)	499 (455)	659 (600)	1,852 (1,841)
	4.6% (3.6%)	1.6% (1.8%)	10.4% (9.0%)	10.4% (10.3%)	8.6% (7.9%)	16.6% (14.4%)	26.9% (24.7%)	35.8% (32.6%)	100.0% (100.0%)
51～300人	57 (66)	27 (20)	198 (184)	359 (358)	275 (216)	282 (270)	641 (628)	916 (844)	2,708 (2,696)
	2.1% (2.4%)	1.0% (0.7%)	7.3% (6.8%)	13.3% (13.3%)	10.2% (8.0%)	10.4% (10.0%)	23.7% 23.3%	33.8% (31.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (00)	2 (2)	7 (15)	49 (45)	49 (42)	9 (17)	58 (62)	107 (104)	409 (407)
	0.0% (0.0%)	0.5% (0.5%)	1.7% (3.7%)	12.0% (11.1%)	12.0% (10.3%)	2.2% (4.2%)	14.2% (15.2%)	26.2% (25.6%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	142 (133)	59 (56)	397 (364)	600 (592)	484 (403)	598 (553)	1,198 (1,145)	1,682 (1,548)	4,969 (4,944)
	2.9% (2.7%)	1.2% (1.1%)	8.0% (7.4%)	12.1% (12.0%)	9.7% (8.2%)	12.0% (11.2%)	24.1% (23.2%)	33.8% (31.3%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	57 (66)	29 (22)	205 (199)	408 (403)	324 (258)	291 (287)	699 (690)	1,023 (948)	3,117 (3,103)
	1.8% (2.1%)	0.9% (0.7%)	6.6% (6.4%)	13.1% (13.0%)	10.4% (8.3%)	9.3% (9.2%)	22.4% (22.2%)	32.8% (30.6%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表8 都道府県別の状況

(%)

	雇用確保措置導入企業割合		66歳以上働ける制度のある 企業割合		70歳以上働ける制度のある 企業割合	
北海道	99.9%	(99.8%)	34.4%	(31.3%)	32.7%	(29.5%)
青森	99.9%	(99.9%)	39.0%	(35.7%)	36.2%	(32.8%)
岩手	99.8%	(99.7%)	39.2%	(35.9%)	37.1%	(34.0%)
宮城	99.9%	(99.9%)	36.5%	(33.2%)	33.8%	(30.4%)
秋田	99.9%	(99.9%)	48.1%	(45.5%)	45.9%	(43.7%)
山形	99.9%	(99.9%)	33.8%	(29.8%)	31.5%	(27.9%)
福島	99.8%	(99.7%)	36.6%	(32.0%)	33.7%	(29.3%)
茨城	100.0%	(100.0%)	34.0%	(31.4%)	32.0%	(29.5%)
栃木	100.0%	(100.0%)	35.5%	(31.1%)	33.5%	(29.2%)
群馬	100.0%	(99.9%)	33.5%	(30.2%)	31.7%	(28.6%)
埼玉	99.9%	(99.5%)	37.6%	(34.3%)	35.7%	(32.5%)
千葉	99.9%	(99.9%)	39.6%	(38.4%)	37.8%	(36.6%)
東京	99.9%	(99.8%)	25.7%	(23.7%)	24.3%	(22.3%)
神奈川	99.9%	(99.9%)	31.5%	(28.6%)	29.7%	(26.9%)
新潟	100.0%	(99.9%)	36.7%	(33.8%)	34.9%	(32.0%)
富山	100.0%	(100.0%)	39.5%	(37.4%)	37.2%	(35.2%)
石川	100.0%	(99.8%)	31.3%	(28.4%)	29.1%	(26.7%)
福井	100.0%	(99.8%)	33.4%	(30.5%)	31.1%	(28.0%)
山梨	100.0%	(100.0%)	33.5%	(30.0%)	32.1%	(28.7%)
長野	100.0%	(99.9%)	37.8%	(34.3%)	36.0%	(32.3%)
岐阜	100.0%	(99.9%)	41.0%	(38.0%)	38.8%	(35.8%)
静岡	99.8%	(99.8%)	36.2%	(33.4%)	33.8%	(31.3%)
愛知	100.0%	(99.9%)	35.8%	(33.3%)	33.5%	(31.3%)
三重	100.0%	(100.0%)	38.6%	(35.2%)	36.6%	(33.2%)
滋賀	99.7%	(99.7%)	34.6%	(31.7%)	32.6%	(29.4%)
京都	99.9%	(99.9%)	31.0%	(28.6%)	29.4%	(27.2%)
大阪	99.9%	(99.8%)	28.9%	(27.4%)	27.1%	(25.6%)
兵庫	99.9%	(99.9%)	30.1%	(27.6%)	27.9%	(25.5%)
奈良	99.6%	(99.5%)	40.4%	(38.0%)	37.6%	(35.2%)
和歌山	100.0%	(100.0%)	35.2%	(32.7%)	32.8%	(30.3%)
鳥取	100.0%	(100.0%)	33.8%	(30.6%)	30.4%	(27.3%)
島根	99.9%	(100.0%)	42.5%	(39.7%)	40.1%	(37.3%)
岡山	99.9%	(99.8%)	36.3%	(32.7%)	33.7%	(30.5%)
広島	99.8%	(99.5%)	34.9%	(32.0%)	32.9%	(30.0%)
山口	100.0%	(99.9%)	40.3%	(37.1%)	38.5%	(35.2%)
徳島	100.0%	(100.0%)	36.5%	(34.5%)	33.7%	(32.1%)
香川	100.0%	(100.0%)	37.5%	(34.9%)	34.9%	(32.5%)
愛媛	99.7%	(99.7%)	36.2%	(33.4%)	34.8%	(32.4%)
高知	100.0%	(100.0%)	30.8%	(28.7%)	29.4%	(27.4%)
福岡	100.0%	(100.0%)	35.6%	(32.2%)	33.9%	(30.6%)
佐賀	99.7%	(99.8%)	33.4%	(30.8%)	30.1%	(28.0%)
長崎	99.7%	(99.1%)	34.8%	(31.8%)	33.6%	(30.8%)
熊本	99.8%	(99.8%)	34.8%	(31.0%)	32.3%	(28.9%)
大分	100.0%	(100.0%)	43.4%	(40.1%)	40.9%	(37.5%)
宮崎	99.9%	(99.9%)	41.2%	(37.5%)	38.6%	(35.2%)
鹿児島	99.9%	(99.5%)	37.0%	(33.9%)	34.6%	(31.5%)
沖縄	99.7%	(99.4%)	28.0%	(25.6%)	26.9%	(24.6%)
全国計	99.9%	(99.8%)	33.4%	(30.8%)	31.5%	(28.9%)

※31人以上規模企業の状況

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本票の「雇用確保措置導入企業割合」については、
小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

表9 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上 (平成25年以降はうち70歳以上)	
規模企業 51人以上	平成17年	518,094人	(100.0)	28,668人	(100.0)	21,164人	(100.0)	7,504人	(100.0)
	平成18年	538,510人	(104.7)	31,071人	(108.5)	22,054人	(105.2)	9,017人	(118.2)
	平成19年	561,874人	(107.7)	35,767人	(131.9)	25,136人	(126.9)	10,631人	(146.8)
	平成20年	605,121人	(117.7)	46,102人	(169.3)	32,527人	(164.3)	13,575人	(183.8)
	平成21年	586,685人	(116.4)	47,608人	(186.9)	33,853人	(180.8)	13,755人	(204.8)
	平成22年	597,211人	(121.6)	52,073人	(211.1)	36,888人	(207.0)	15,185人	(223.4)
	平成23年	596,680人	(121.7)	53,761人	(219.9)	39,783人	(223.5)	13,978人	(209.2)
	平成24年	600,496人	(123.1)	55,805人	(229.0)	40,789人	(228.8)	15,016人	(200.1)
	平成25年	595,976人	(124.2)	57,483人	(234.8)	40,177人	(225.4)	17,306人 (4,104人)	(262.4)
	平成26年	600,360人	(126.8)	60,653人	(247.8)	40,921人	(228.0)	19,732人 (4,774人)	(306.5)
	平成27年	612,394人	(130.2)	64,232人	(263.0)	41,509人	(231.4)	22,723人 (5,483人)	(356.7)
	平成28年	625,495人	(130.2)	69,052人	(280.1)	42,776人	(236.4)	26,276人 (6,108人)	(409.1)
	平成29年	639,532人	(135.6)	74,505人	(299.9)	43,485人	(238.9)	31,020人 (8,041人)	(480.3)
	平成30年	638,824人	(136.4)	78,321人	(311.8)	44,245人	(241.0)	34,076人 (10,442人)	(521.0)
	令和元年	655,601人	(139.3)	83,891人	(332.3)	46,563人	(250.9)	37,328人 (12,517人)	(573.0)
令和2年	655,180人	(126.5)	86,221人	(300.8)	47,509人	(224.5)	38,712人 (14,108人)	(515.9)	
規模企業 31人以上	平成21年	645,810人	(100.0)	55,689人	(100.0)	39,112人	(100.0)	16,577人	(100.0)
	平成22年	656,292人	(104.2)	60,210人	(112.4)	42,350人	(113.9)	17,860人	(108.5)
	平成23年	658,319人	(104.4)	62,636人	(117.4)	45,808人	(123.2)	16,828人	(102.7)
	平成24年	661,293人	(105.8)	64,922人	(122.3)	46,822人	(126.0)	18,100人	(112.9)
	平成25年	659,881人	(106.9)	67,443人	(125.9)	46,259人	(124.4)	21,184人 (5,193人)	(129.9)
	平成26年	665,187人	(109.2)	70,830人	(133.0)	46,731人	(125.7)	24,099人 (6,044人)	(151.8)
	平成27年	677,770人	(112.1)	74,938人	(141.1)	47,361人	(127.4)	27,577人 (6,845人)	(176.3)
	平成28年	692,064人	(115.7)	80,190人	(150.3)	48,549人	(130.1)	31,641人 (7,609人)	(202.1)
	平成29年	709,641人	(116.9)	86,528人	(160.9)	49,419人	(131.5)	37,109人 (9,927人)	(236.3)
	平成30年	709,052人	(117.5)	91,717人	(167.9)	50,323人	(132.8)	41,394人 (13,125人)	(258.0)
	令和元年	728,696人	(120.1)	98,027人	(178.9)	52,929人	(138.2)	45,098人 (15,643人)	(283.5)
	令和2年	728,526人	(112.8)	100,856人	(181.1)	54,033人	(138.1)	46,823人 (17,587人)	(282.5)

※()は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)